

個人情報保護管理規程 新旧対照表 (令和4年5月26日改正)

| 新 | 旧 |
|---|--|
| <p>第1条～第2条 略</p> <p>(個人情報の利用目的の特定と公表等)</p> <p>第3条 (第1項 略)</p> <p>2 組合は、<u>法第18条第3項各号に定める場合を除き</u>、あらかじめ本人の同意なく別表2により定める利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。ただし、利用目的と関連性を有すると合理的に認められる場合は、本人に対し通知又は公表することにより変更できるものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>3</u> 第1項の場合において、特定個人情報の利用目的は、番号法第9条に定める利用範囲において特定しなければならない。</p> <p><u>4</u> 第2項にかかわらず、特定個人情報については本人の同意有無にかかわらず、番号法第9条に定める範囲において特定した利用目的を超えて、取扱ってはならない。</p> <p>(個人情報の第三者への提供)</p> <p>第4条 法第27条第1項各号に定める場合を除き、あらかじめ被保険者等本人の同意を得ないで、個人情報を提供してはならない。ただし、同条第5項各号に定める場合において、個人情報の提供を受ける者は第三者に該当しないものとする。</p> | <p>第1条～第2条 略</p> <p>(個人情報の利用目的の特定と公表等)</p> <p>第3条 (第1項 略)</p> <p>2 組合は、あらかじめ本人の同意なく別表2により定める利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。ただし、利用目的と関連性を有すると合理的に認められる場合は、本人に対し通知又は公表することにより変更できるものとする。</p> <p><u>3 前項の規定は、次に掲げる場合については、適用しないものとする。</u></p> <p><u>(1) 法令に基づく場合</u></p> <p><u>(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要であって、本人の同意を得ることが困難であるとき</u></p> <p><u>(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき</u></p> <p><u>(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき</u></p> <p><u>4</u> 第1項の場合において、特定個人情報の利用目的は、番号法第9条に定める利用範囲において特定しなければならない。</p> <p><u>5</u> 第2項、<u>第3項</u>にかかわらず、特定個人情報については本人の同意有無にかかわらず、番号法第9条に定める範囲において特定した利用目的を超えて、取扱ってはならない。</p> <p>(個人情報の第三者への提供)</p> <p>第4条 法第23条第1項に定める<u>除外事項</u>を除き、あらかじめ被保険者等本人の同意を得ないで、個人情報を提供してはならない。ただし、同条第5項各号に定める<u>委託、事業の承継または特定の者との間で共同して利用</u>する場合において、個人情報の提供を受ける者は第三者</p> |

| | |
|--|---|
| <p>(第2項 略)</p> <p>3 法第27条第1項各号又は第5項各号に定める場合を除き、個人情報を第三者(法第16条第2項各号に掲げる者を除く。次項において同じ。)に定める場合を除き、個人情報を第三者に提供する場合、様式第1号に定める記録を作成するとともに当該記録を提供した日から3年間保存しなければならない。</p> <p>4 法第27条第1項各号又は第5項各号に定める場合を除き、第三者から個人情報の提供を受ける場合、様式第2号に定める記録を作成するとともに当該記録の提供を受けた日から3年間保存しなければならない。</p> <p>(個人情報の適正な取得及び正確性の確保)</p> <p>第5条 (第1項 略)</p> <p>2 特定個人情報については、番号法第20条に定める場合を除き、収集又は保管してはならない。また、本人又は代理人から個人番号の提供を受けるときは、番号法第16条に定める本人確認の措置をとらなくてはならない。</p> <p>3 法第20条第2項各号に定める場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。</p> <p>(第6条～第15条 略)</p> <p>(開示手数料)</p> <p>第16条 <u>開示の請求に対しては以下の手数料を徴収する。</u></p> <p><u>(1)レセプト並びに保有個人データの開示申請に係る手数料(以下「開示手数料」という。)は、開示、不開示に関わりなく文書1件につき2000円を徴収する。</u></p> <p><u>(2)開示申請後、開示決定した場合は、開示手数料のほか、開示実施手数料としてA4文書1枚につき50円を徴収する。</u></p> | <p>に該当しないものとする。</p> <p>(第2項 略)</p> <p>3 法第23条第1項に定める除外事項等ガイダンスIII 7(1)に定める場合を除き、個人情報を第三者に提供する場合、様式第1号に定める記録を作成するとともに当該記録を提供した日から3年間保存しなければならない。</p> <p>4 法第23条第1項に定める除外事項等ガイダンスIII 8(1)に定める場合を除き、第三者から個人情報の提供を受ける場合、様式第2号に定める記録を作成するとともに当該記録の提供を受けた日から3年間保存しなければならない。</p> <p>(個人情報の適正な取得及び正確性の確保)</p> <p>第5条 (第1項 略)</p> <p>2 特定個人情報については、番号法第19条に定める場合を除き、収集又は保管してはならない。また、本人又は代理人から個人番号の提供を受けるときは、番号法第16条に定める本人確認の措置をとらなくてはならない。</p> <p>3 法第17条第2項各号に定める場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。</p> <p>(第6条～第15条 略)</p> <p>(開示手数料)</p> <p>第16条 <u>開示請求の手数は、当面の間、徴収しない。</u></p> |
|--|---|

| | |
|--|--|
| <p><u>(3)郵送を希望する場合には、郵送料(書留郵便)相当額を徴収する。</u></p> <p>(漏えい等の事故にかかる対策)</p> <p>第22条 組合は個人情報の重要性及び秘匿性を十分理解するとともに、漏えい等の事故が発生しないよう、その予防対策や事故発生時の対応につきあらかじめ定めるとともに、常時事故防止に努めなければならない。</p> <p>2 漏えい等の事故が発生した場合、組合が定める対応のほか、ガイドランスⅢ <u>6</u> に定める二次被害の防止及び事実関係の公表ならびに所管官庁への報告を速やかに実施するものとする。</p> <p>附則</p> <p>この規程は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>この規程は、令和3年10月18日から施行する。</p> <p><u>この規程は、令和4年7月1日から施行する。</u></p> | <p>(漏洩等の事故にかかる対策)</p> <p>第22条 組合は個人情報の重要性及び秘匿性を十分理解するとともに、漏洩等の事故が発生しないよう、その予防対策や事故発生時の対応につきあらかじめ定めるとともに、常時事故防止に努めなければならない。</p> <p>2 漏洩等の事故が発生した場合、組合が定める対応のほか、ガイドランスⅢ <u>4(5)</u> に定める二次被害の防止及び事実関係の公表ならびに所管官庁への報告を速やかに実施するものとする。</p> <p>附則</p> <p>この規程は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>この規程は、令和3年10月18日から施行する。</p> |
|--|--|